

令和5年第16回

荒川区教育委員会定例会

令和5年8月25日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第16回定例会

1 日 時	令和5年8月25日	午後1時45分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 委 員 委 員 委 員	高 梨 博 和 小 林 敦 子 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記
4 欠席委員	教育長職務代理者	坂 田 一 郎
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 教 育 施 設 計 画 担 当 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 教 育 セ ン タ ー 所 長 生 涯 学 習 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 的 場 寛 田 中 欣 也 佐 藤 彰 洋 下 条 知 淑 杉 山 茂 青 谷 宗 彦 松 本 典 之 齋 藤 一 幸 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

- 議案第 2 1 号 令和 4 年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について
- 議案第 2 2 号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

- ア いじめ重大事態発生について
- イ 南千住図書館・荒川ふるさと文化館の改修の進め方について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第16回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。小林委員におかれましては、オンラインで御参加いただいております。

議事録の署名委員につきましては、繁田委員、長島委員、御両名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

5月26日開催の第10回定例会及び6月9日開催の第11回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配布し、この間、委員の皆様にご確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認め、承認させていただきます。

6月23日開催の第12回定例会の議事録を皆様にお送りしております。次回の定例会におきまして、承認についてお諮りしたいと考えております。次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。本日は、審議事項2件、報告事項2件となっておりますが、案件の内容から、初めに報告事項について説明いたしました後、審議事項に移らせていただきたいと思います。

初めに、報告事項ア「いじめ重大事態発生について」を議題といたします。本件につきましては、個人情報を含む案件となっております。会議を非公開として報告を受けたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。本件について、会議を非公開といたします。一度委員会を閉めさせていただきます。教育部長と教育センター所長を除き、事務局の皆さん、退室をしてください。

<非公開>

教育長 次に、報告事項の2番目「南千住図書館・荒川ふるさと文化館の改修の進め方について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、資料の67ページをお開きください。「南千住図書館・荒川ふるさと文化館の改修の進め方について」御説明申し上げます。

本件は、開館から25年が経過し、設備が老朽化している当該施設に関して、改修の進め方等を報告するものでございます。

項番1の経過でございますが、当初は令和5年度に特に老朽化が著しい空調・照明・給排

水設備の改修工事を行い、半年程度の休館を予定しておりましたが、想定を超える休館期間が必要であることが判明いたしました。改修に伴う休館期間が長期になるのであれば、エレベーターや外壁防水改修、内装など、30年程度ごとに改修を必要とする設備等につきましても一緒に行うことにより、一度休館して、またすぐ次の休館とならずに済みますので、急遽このような形での御説明となったものでございます。

併せまして、区民の皆様にさらに御利用いただくためにも、南千住図書館につきましても、閲覧席の増席を行い、もともとなかった交流・滞在機能を整備してまいりたいと考えてございます。また、ふるさと文化館につきましても、この機会に社会環境やニーズ等の変化に合わせて、展示等の機能アップも図りたいと考えてございます。

項番2の課題及び改修の検討事項でございます。課題といたしましては、記載のような項目において改善が必要であると認識してございます。

改修の検討事項につきましては、座席の増席をはじめといたしまして、記載のような機能アップを図ってまいりたいと考えてございます。ふるさと文化館につきましても、実物とデジタルのハイブリッド展示の導入など、体験できる施設として改修してまいりたいと考えてございます。

改修案の図面等は別紙にお示ししてございます。恐れ入ります、69ページを御覧ください。改修案の図面でございます。老朽化対応につきましては赤字、機能アップにつきましては青字で記載してございます。

資料の上の部分でございます。地下1階につきましては、特に視聴覚室・研修室の活用が低く、どうかここを多くの人が集まり、いつ見ても誰がいるという場所にできるように、例えば子どもたちが学習しやすいよう、明るくするなどの機能アップを図ってまいります。

下の図面でございます。1階につきましては、施設の顔であるエントランスホールを明るい雰囲気にするとともに、吹き抜け上部の有効活用や省エネについても検討していきたいと考えてございます。左下の文化館部分につきましては、後ほど御説明いたします。

恐れ入ります、次のページ、70ページを御覧ください。上の図面でございます。2階の子どものためのスペースにつきましては、ベビーステーションの拡充や明るい雰囲気の創出を考えてございます。

下の図面でございます。3階の成人のためのスペースにつきましては、座席の増席や交流できる場の新設を考えてございます。

恐れ入ります、71ページを御覧ください。4階は現在、図書館と文化館の事務スペースとなっておりますが、空きスペースも多く、まだまだ活用の余地があると認識してございます。ここに新たに区民のためのスペースをつくり、そこで飲食をしながらくつろいでいた

だけのような場所にしていきたいと考えてございます。

下の図面でございますが、屋上は空調の室外機や受変電設備が並んでおり、老朽化改修を実施いたします。

恐れ入ります、72ページを御覧ください。外構の図面でございます。現在、駐車場の一面でございます障がい者用の駐車場を建物出入口付近に設置したいと考えてございます。併せて駐輪場の利便性向上、出入口の新設などを検討してまいります。

恐れ入ります、73ページを御覧ください。こちらは荒川ふるさと文化館部分でございます。荒川ふるさと文化館のこれまでの経緯及び成果でございますが、平成10年に荒川区教育総合施設として開設し、常設展示・企画展示・特別展示で構成されてございます。対象を子どもから高齢者まで幅広く設定し、郷土に関する情報を積極的に提供してまいりました。

2の課題解決に向けた改善策の考え方ですが、実物とデジタルのハイブリッド展示は楽しく知り学ぶ場、滞在できる施設整備と入館料無料化につきましては来館しやすい施設、区民参加型の展示につきましては体験ができる場、ミュージアムショップの充実については地域の資源に触れる場としてございます。

3の改修に当たってのポイントでございます。これはまだ現在検討している案でございます。楽しく知り学ぶ場として、大型タッチパネルを設置、また、AR対応コンテンツの導入やVRも検討していきたいと考えてございます。

資料の右側に行きまして、来館しやすい施設では、展示室内に椅子等の設置、入館料も今後どうするのか検討してまいりたいと考えてございます。

体験ができる場として、復元家屋に入れるようにし、昔懐かしい紙芝居等の遊びも体験、触れる展示としてレプリカの設置等も検討してございます。

最後に、地域の資源に触れる場では、伝統工芸品を購入できるミュージアムショップの充実等や、荒川区にゆかりのある人のコーナーの設置等を検討してございます。

恐れ入ります、68ページにお戻りいただければと存じます。

項番3の改修の進め方でございます。改修に当たりましては、プロポーザル方式により設計事業者を選定したいと考えてございます。

項番4の休館中の代替サービスでございますが、あくまで案でございますが、図書館部分につきましては、休館中の資料の貸出や返却を荒川総合スポーツセンターにおいて実施してまいりたいと考えてございます。荒川ふるさと文化館につきましては、児童の施設見学の代替措置として、YouTubeでギャラリートークや学芸員による出張学習会等を考えてございます。

今後のスケジュールは記載のとおりでございます。雑駁ではございますが、説明は以上で

ございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

小林委員 小林ですけども、よろしいでしょうか。

教育長 どうぞ、小林委員。

小林委員 荒川区は読書によるまちづくりを進めておりますので、今回、南千住図書館の改修に向けて改善されるということなので、とてもうれしく思っております。それとともに、ふるさと文化館に関しましても思い切った改修が行われるということで、資料を見せていただいたのですけれども、非常に素晴らしいと思えました。

ふるさと文化館に関しましては、内容が極めて素晴らしい企画展であるのですけれども、訪問させていただいたときに、時間的なこともあるのかもしれませんが、来館者の方が必ずしも多くないのが残念であるというも思っております。

そして、そういったことから今回思い切った新しい企画が出ておりまして、とても望ましい改修ではないでしょうか。まず、実物とデジタルのハイブリッド展示、滞在できる施設の設備、区民参加型の施設の提案がなされておりまして、ぜひ実現してほしいと思います。

実物とデジタルのハイブリッド展示ですが、現在、国内外の博物館では実物とデジタルコンテンツのハイブリッド型による提供が盛んに展開されるようになっておりまして、こうした時代の流れに沿った改修です。

また、実物に触れることは大切ですが、それとともに博物館に足を運ぶことができない方もいらっしゃいますので、今回デジタルコンテンツを提供するなどの利便性を併せて図っていただければと思っております。また、実際にふるさと文化館に足を運んだ来館者に対しては、滞在型の施設を整備したり、また、来館者同士が交流できるような取組もぜひ望みたいところです。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

生涯学習課長 小林委員、ありがとうございます。委員の応援メッセージを受け止めまして、これからまだまだ検討する余地がたくさんあるところでございますが、区民の皆様のために一生懸命考えてまいります。

デジタルとハイブリッド展示につきましては、私も他区の「本の森ちゅうおう」ですとか、葛飾区の「郷土と天文の博物館」などに行きまして、いろいろなところで使われているのを実際目の当たりにしてございます。荒川区にこういった形でデジタルとハイブリッドの展示がいいのかというのも、中でゆっくり、しっかりともんでいきたいと考えてございます。

また、来館者同士が交流できるような取組というところですが、子どもが学芸員になりきり、展示室内を調べて回るリトル学芸員をはじめとしまして、来館者同士が交流できるイベントも各種、現在も取り組んでおりますが、頂いたご意見も踏まえ、今後もこういった交流

ができる取組があるかというのを引き続き検討し、実施してまいりたいと考えてございます。

また、荒川ふるさと文化館に来られない方につきまして、現在、荒川ふるさと文化館をウェブで楽しもうというところで、YouTubeでギャラリートークですとか、ウェブで楽しむ伝統技術展とか、様々なコンテンツを現在も用意しているところではございますが、ここをさらに充実しまして、文化館に来なくても、まず楽しんでいただいて、また、このウェブ等で楽しんでいただいた方が、実際足を運んでみようと思えるような内容にさらにしていきたいと考えてございます。御意見ありがとうございました。

小林委員 ありがとうございます。ぜひ情報を発信するような文化館にしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。長島委員。

長島委員 質問が二つなのですが、1つは、68ページに今後の予定が書いてありますけれども、休館となるのは令和8年4月からと考えていいのかということが1つですね。それから、もう1つは、73ページの改修案の一番最後のところに、「以上4つのポイントが相互に関係し」から始まって、「これからの荒川ふるさと文化館は『区民とともに探究する郷土資料館』として」とあって、かぎ括弧で示されていますよね。これは今の時点での、現時点での運営のキャッチフレーズというか、基本的な方針と考えていいのかという、その2点です。お願いします。

生涯学習課長 御質問ありがとうございました。まず68ページの今後の予定のところについて説明させていただきます。改修期間は長島委員がおっしゃるとおりでございます。改修工事は、令和8年4月から令和9年4月までの13か月間を予定しております。その前の基本設計や実施設計のときには、まだ開館しております。

あとは、73ページでございます。一番下にかぎ括弧で「区民とともに探究する郷土資料館」というフレーズがございますが、これは改修に当たって今コンセプトを考えているところでございます。タッチパネルを使って情報を自ら能動的に手に入れに行くとか、あとは、区民も参加型のイベントを通じて区民の発表を文化館の一部のところですると、区民と一緒に探究する郷土資料館という形で、今後はさらに発展させていただきたいと考えておるところで、こういった言葉を書かせていただいたところでございます。

長島委員 これで行くということでしたら、今後はどんどん打ち出していったほうがいいのではないかと思ったりしました。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。繁田委員。

繁田委員 かなり大幅な改修ですが、今まで、いわゆる文化施設の改修がどれもすごくモダン

だったり、すてきな施設になって、いつも驚いているので、またすごく期待はしているのですが、卑近な質問で申し訳ないのですが、改修案の改修に当たってのポイントと写真があるじゃないですか。3(1)の2番目に「映像を活用した分かりやすい展示」とあって、これは人が立っていますけれども、普通に見ると5～6メートルのモニターというか、プロジェクターになると思うのですが、例えば、これはどこに設置するのですか。これができたら多分これだけで人を呼べると思うのですが、ただ、半端なお金ではないかなと、余計なちょっと卑近な質問なのですが。

本当に、これ通ってくる人がいるくらい、これは風神雷神像を映していて、すごくいいと思うのですが、これは、ある程度何かお考えになられているのか、それとも、まだそこまで。

生涯学習課長 御質問を頂きました、この風神雷神が描いてあるデジタルの展示でございますが、これは、あくまでイメージ図でございまして、今考えているのは、年表やアニメーションによって、より分かりやすい展示の、そういったスクリーンをつくるというところを考えています。ただ、大きさにつきましても、これからプロポーザルで業者の意見を聞いたりですとか、業者任せではなくて、区の職員でしっかりもんで、業者に対して、こういう形をやってくれということで、主体的にこちらのほうから動きたいと思っておりますので。これはまずイメージ図というところですよ。

繁田委員 分かりました。楽しみにしております。ありがとうございました。

教育長 そのほか、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件については報告、了承とさせていただきます。

続きまして、審議事項に移らせていただきます。議案第21号「令和4年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第21号「令和4年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」でございます。ページは、3ページを御覧いただければと思います。

提案理由でございます。令和5年度荒川区議会定例会・9月会議で認定に付するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず、一般会計の教育費の部分の歳入の決算の部分をお覧いただければと思います。まず、分担金につきましては、今年度、令和4年度については、収入済額もゼロでございます。

使用料及び手数料については、348万1,389円、収入率が100.2%。国庫支出

金につきましては、6,563万4,772円、収入率が163.2%。都支出金につきましては、2億2,509万4,964円、収入率が108.1%。諸収入でございます。2,074万1,334円、収入率が84.1%。特別区債、3億9,400万、収入率が69.5%。

歳入の合計でございます。7億895万2,459円、収入率84.0%でございます。

その下、歳出でございます。教育費の歳出でございます。教育費の支出総額が84億5,690万748円、執行率が90.2%。教育総務費が19億9,801万5,306円、執行率が89.7%。小学校費が40億6,826万9,622円、執行率が91.9%。中学校費が15億586万2,760円、執行率が89.2%。校外施設費が1億5,051万9,783円、執行率が80.4%。幼稚園費が7億3,423万3,277円、執行率が86.8%でございます。

1枚めくっていただきまして、まず歳入でございます。主な歳入の内訳でございます。使用料につきましては、記載にございますように、学校の使用料及びこども園の保育料が該当しているものでございます。

国庫支出金につきましては、施設環境改善交付金、基本的には施設改修、修繕に当たるものでございます。そのほか、学校保健特別対策事業費補助金、これについてはコロナの感染対策の補助金になります。その下の子ども子育て支援交付金、これは子どもの見守り業務などのシルバーさんの負担に関わる補助金でございます。

その下、都の支出金でございます。スクール・サポート・スタッフの配置の補助金、その下、小・中学校の特別支援教育推進補助金、これは特別支援の人件費関係です。その下、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金、これも地域支援員などの補助金でございます。学校マネジメント強化事業補助金については、副校長事務補佐の人件費の補助金でございます。

諸収入でございます。奨学資金貸付金に対する返還金でございます。

特別区債につきましては、工事費などに伴いまして、学校施設の整備事業の特別区債を充当している分でございます。

下につきましては、コロナ感染対策などで歳出の施行ができなかったものについて、歳入についても減額をしているものでございます。例えばワールドスクールですとか、体験学習の中止や実行の見直し、同じように、あらかわ寺子屋の実施の減、下田臨海学園の中止ですとか、移動教室の一部中止などの歳出に伴う歳入の減でございます。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。中半分にあります主な事業については御覧いただければと思います。

不用額の内訳のところを説明させていただきます。まず、事業実績の減でございます。小・中学校・幼稚園の光熱費の実績の減、施設整備費については、学校設備工事の執行の減、その下の各種援助費につきましては、就学援助、これが予算の見積りに対して、そこまでは実績が出なかったということでございます。学力向上マニフェスト事業につきましては、先ほども出ました、あらかわ寺子屋事業の回数の減でございます。

事業未実施につきましては、工事でございます、南千住第二中学校の防火シャッターの工事ですとか、原中学校の隣接の土地の取得でございます。

人件費については、人員の配置に伴う減でございます。

執行努力につきましては、教育用コンピューターの運営費で校内LANの委託の見直しですとか、専用線の費用の見直しなどを行っているところでございます。

契約差金については、工事などの契約に対する実際の契約額が差額として下がったところでございます。

その下、不用額のうち、コロナの感染症の主な事業につきましては、先ほども出ましたように、あらかわ寺子屋ですとかワールドスクールなどの事業の未執行などで削減されているところでございます。

主な内容は以上でございます、17ページ以降に決算の資料がございます。具体的には、22ページからは各教育所管の各課別の主な事業の事業内容と決算額が載っているところでございます。後ほど御覧いただければと思います。簡単ではございますけれども、決算の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員 小林です。よろしいでしょうか。

教育長 どうぞ、小林委員。

小林委員 資料を見せていただきまして、大変にきちんとした予算執行がなされていて、また執行努力もされていると思えました。少し予算額と不用額との差ということで、寺子屋事業の回数減という部分があったかと思うのですが、それに関しまして御説明をお願いできればと思います。防犯カメラに関しましても御説明をお願いいたします。

指導室長 御質問いただきました、あらかわ寺子屋事業でございますが、こちら確かに決算額が少ないのは、各学校でコロナの影響による実施回数の減少というのが大きな理由となっているところでございます。学校としては、やはりやりたかったのだけど、なかなか指導員が見つからない、または、開くことができないというところが大きな理由でございます。以上です。

教育総務課長 防犯カメラのところを御説明申し上げます。防犯カメラにつきましては、昨年

度予算を取ってございまして、基本的には設置から7年後に更新を予定してございました。ただ、生活安全課で持っております防犯カメラと仕様を統一して、今まで画角が120度でしたものを180度に統一をするなどして、生活安全課と同時に集合契約で行おうという形で考えてございましたので、昨年については執行見直しをしております。今年度は、先日、生活安全課とともに2年分の契約を行ったところでございます。

小林委員 分かりました。御説明ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第21号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第21号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第21号「令和4年度荒川区一般会計決算(教育関係)に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

ここで公務のため、生涯学習課長は退席をさせていただきます。

続きまして、議案第22号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第22号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。

資料45ページでございます。提案理由でございます。令和5年度荒川区議会定例会・9月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。まず、改正理由でございます。幼稚園教育職員の扶養手当に関するパートナーシップ関係の相手方に関する規定を設けるほか、規定を整備するものでございます。

経緯を御覧いただければと思います。令和4年11月に東京都が「東京都同性パートナーシップ宣誓制度」を実施いたしまして、その趣旨を踏まえまして、配偶者、事実婚も含めまされども、給与制度、休暇制度等について新たにパートナーシップ関係の相手方を対象者に加えるという見直しを行ったところでございます。

この東京都の動向を踏まえまして、特別区といたしましても、令和5年3月13日に特区連、組合と妥結をいたしまして、東京都と同じように配偶者と同様の取扱いをすることとな

ったものでございます。

それを受けまして、各区といたしましては、各区の条例の改正を整備するものでございます。今回、荒川区としては、このタイミングで条例の改正を行うものでございます。

パートナーシップの定義につきましては、記載があるとおりでございます。

改正内容につきましては、幼稚園教育職員に関わります、例えば扶養手当ですとか、育児・介護に伴います時間外の免除ですとか、介護休暇・介護時間につきまして配偶者と同様の取扱いをするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

47ページ以降に実際の関係する条例が記載をしているところでございます。併せまして、区の職員につきましては、職員課で同じように改正の条例を出しているところでございます。雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。
長島委員。

長島委員 パートナーシップ関係の定義のところに「双方又はいずれか一方が」とありますよね。経緯のところの最初に、「東京都が」のところに「同性」と入っているじゃないですか。これを今ネットで見たら、入っていないのではないかという気がするのですが、入っているのですかね。「同性パートナーシップ宣誓制度」となっているのですが、1行目ですね。
教育総務課長 確認不足でございます。申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようであれば質疑を終了いたします。議案第22号につきまして御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第22号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第22号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定されました。

次に、その他の報告事項として、教育委員会の日程等について事務局から報告をお願いします。

教育総務課長 日程でございます。75ページを御覧いただければと思います。基本的に、現在のところでは修正箇所はございません。今後も、コロナが一段落したところでございますので、秋の学校行事などにも、ぜひ教育委員の皆さんにも参加していただければと思っています。どうかよろしくお願いたします。以上です。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第16回定例会を閉会といたします。

了